

泊発電所 3 号機

デジタル安全保護回路の ソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する 要件整合報告書(手順書) (改訂 1)

北海道電力株式会社

改訂来歴

番号	年月日	内容	備考
初版	2025/12/23	・ 新規作成	
改訂 1	2026/3/18	・ 添付書類の誤記訂正および記載の適正化 (改訂箇所) 添付 2 泊発電所 3 号機 運転要領緊急処置編	
—以下余白—			

泊発電所 3号機 デジタル安全保護回路の
ソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書（手順書）（改訂 1） 目次

I. 本文

II. 添付書類

I. 本文

泊発電所3号機におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障（以下「ソフトウェアCCF」という。）緩和対策について、「原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する技術要件書（ATENA 20-ME05 Rev.2）」（以下、「ATENA 技術要件書」という。）が定める「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」の各要求内容に対する要件整合性の確認を行った。

なお、「3. 多様化設備要件」及び「4. 有効性評価」については、当社が原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）へ提出した「泊発電所3号機 デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書（詳細設計）（改訂1）の提出について」（北電原第102号2025年6月20日）において報告済みであることから、本報告書の対象外とする。

1. 確認方法

ATENA 技術要件書に記載された要求内容に対して、各要件に対応する手順、教育の記載内容を確認し、要求内容ごとに要件整合性の判定及びその理由を記載する。

2. 確認結果

(1) 「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」

手順書の整備と教育及び訓練の実施に対する要件整合性について、以下に示す。
ATENA 技術要件書の各要求内容に対して、各規定文書の記載内容を確認した結果、全ての要求内容に対して整合していることを確認した。各要求内容に対する確認結果については表1に示す。

【ATENA 技術要件書の各要求内容】

5.1 手順書の整備

5.2 教育及び訓練の実施

表1 「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」に関する要件整合性確認表(1/3)

ATENA 技術要件書	ソフトウェア CCF 対策手順書、教育及び訓練の要件整合性			
	記載内容 (概要)	要件整合性		規定文書
		判定	理由	
要求内容				
5.1 手順書の整備				
<p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した際に、デジタル安全保護回路の安全機能の喪失によって、原子炉停止系統及び工学的安全施設が自動作動していないことを運転員が認知した場合に、その要因がソフトウェア CCF の重畳によることを判断した上で、必要な運転操作を実施し、判断基準を概ね満足した状態で事象を収束することができるための手順書を整備すること。なお、有効性評価により多様化設備の設置が不要であることが確認された場合は、多様化設備を用いた手順書の整備は不要である。その場合、ソフトウェア CCF の影響を受ける事象に対して、その原因がソフトウェア CCF と認知できずとも、現行の運転手順書にて、ソフトウェア CCF の影響を受けない他の計器や警報により異常の発生を認知し、必要な運転操作を行うことが可能であることを確認すること。</p>	<p>ソフトウェア CCF 対策の手順書の整備については、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故にソフトウェア CCF が重畳した事象を想定（デジタル安全保護系は全ての機能が喪失する）し、運転員の必要な操作により事象を収束する手順書を整備した。</p> <p>なお、当該手順書は、通常事故時手順書とは独立した手順書であり、具体的には、以下の内容を手順書に整備した。</p> <p>1. 運転要領警報処置編 3-CMF 自動作動</p> <p>・デジタル安全保護回路の安全機能が喪失し、デジタル安全保護回路から原子炉停止系統及び工学的安全施設が自動作動していないことを共通要因故障対策設備の警報発信により運転員が判断する。</p>	○	<p>以下の手順が規定文書に定められていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した際に、デジタル安全保護回路の安全機能が喪失していることを、原子炉停止系統及び工学的安全施設等が自動作動していないこと及び多様化設備である共通要因故障対策設備の警報により認知できること。 ・上記よりソフトウェア CCF の重畳によることを判断した上で、所定の運転操作を実施する手順にエントリーできることが明確になっていること。 ・判断基準を概ね満足した状態で事象を収束することができるよう、有効性評価で想定している運転操作条件を考慮した手順となっていること。 ・「泊発電所3号機デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書（詳細設計）（改訂1）」の「3.2 機能要求」で確認した自動作動機能、手動操作機能、警報機能及び指示機能について、手順に反映されており、運転操作を行う条件（運転操作の開始や機器状態など）及び操作場所（盤略号など）が明確化されていること。 	<p>運転要領警報処置編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3-CMF 自動作動 (VIII-12-(1)-001) <p>運転要領緊急処置編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア CCF 時事故直後の操作および事象の判別 (IX-9-(1)) ・ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ処置 (IX-9-(2)) ・ソフトウェア CCF 時1次冷却材喪失 (IX-9-(3)-a) ・ソフトウェア CCF 時低温配管再循環 (IX-9-(3)-b) ・ソフトウェア CCF 時2次冷却材喪失 (IX-9-(4)) ・ソフトウェア CCF 時蒸気発生器伝熱管破損 (IX-9-(5))

表1 「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」に関する要件整合性確認表(2/3)

ATENA 技術要件書	ソフトウェア CCF 対策手順書、教育及び訓練の要件整合性			規定文書
	記載内容（概要）	要件整合性		
要求内容			判定	理由
	<p>2. 運転要領緊急処置編</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル安全保護回路の安全機能が喪失し、共通要因故障対策設備から原子炉トリップ信号が発信した場合等に、以下の手順に移行し、必要な運転操作（手動操作、現場操作）を行う。 ソフトウェア CCF 時事故直後の操作および事象の判別 事象判別を行い、ソフトウェア CCF 時に想定する事象に対応するため、以下の手順のいずれかに移行し、必要な運転操作（手動操作、現場操作）を行う。 ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ処置 ソフトウェア CCF 時 1 次冷却材喪失 ソフトウェア CCF 時低温配管再循環 ソフトウェア CCF 時 2 次冷却材喪失 ソフトウェア CCF 時蒸気発生器伝熱管破損 			

表1 「5. 手順書の整備と教育及び訓練の実施」に関する要件整合性確認表(3/3)

ATENA 技術要件書	ソフトウェア CCF 対策手順書、教育及び訓練の要件整合性			規定文書
	記載内容 (概要)	要件整合性		
		判定	理由	
要求内容				
5.2 教育及び訓練の実施				
<p>運転員には、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して、整備された手順書に従いの確な対処をするために必要な力量を付与させるための教育及び訓練を、その対象・実施頻度を含め適切に計画し、実施すること。なお、多様化設備の設置が不要で現行の運転手順書にて、必要な運転操作を行うことが可能な場合には、ソフトウェア CCF の知見に関する教育を、その対象・実施頻度を含め適切に計画し、実施すること。</p>	<p>ソフトウェア CCF に係る教育及び訓練については、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して、整備された手順書に従いの確な対処をするために教育及び訓練を実施する計画 (対象者、頻度) を整備した。</p>	○	<p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェア CCF が重畳する事象に対して整備した手順書に従いの確な対処をするため、運転員に対し、必要な力量を付与する教育及び訓練 (実施頻度含む) を適切に計画・実施することが規定文書に定められていることを確認した。</p>	<p>泊発電所 運転員教育訓練細則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員教育訓練項目 (第2章 3. (4)a. (b)) 保安教育実施ガイダンス ・ソフトウェア共通要因故障に関する教育・訓練 (S05-09) ・ソフトウェア共通要因故障模擬操作訓練 (S06-09)

II. 添 付 書 類

目 次

添付1 泊発電所3号機 運転要領警報処置編

添付1-1 3-CMF自動作動(VIII-12-(1)-001)

添付2 泊発電所3号機 運転要領緊急処置編

添付2-1 ソフトウェアCCF時事故直後の操作および事象の判別(IX-9-(1))

添付2-2 ソフトウェアCCF時原子炉トリップ処置(IX-9-(2))

添付2-3 ソフトウェアCCF時1次冷却材喪失(IX-9-(3)-a)

添付2-4 ソフトウェアCCF時低温配管再循環(IX-9-(3)-b)

添付2-5 ソフトウェアCCF時2次冷却材喪失(IX-9-(4))

添付2-6 ソフトウェアCCF時蒸気発生器伝熱管破損(IX-9-(5))

添付3 泊発電所 運転員教育訓練細則

添付3-1 運転員教育訓練項目(第2章3.(4)a.(b))

添付4 教育実施ガイダンス

添付4-1 ソフトウェア共通要因故障に関する教育・訓練(S05-09)

添付4-2 ソフトウェア共通要因故障模擬操作訓練(S06-09)

添付1 泊発電所3号機 運転要領警報処置編

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 1 - 1 3 - CMF 自動作動 (VIII-12-(1)-001)

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付2 泊発電所3号機 運転要領緊急処置編

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付 2 - 1 ソフトウェア C C F 時事故直後の操作および事象の判別 (IX-9-(1))

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 2-2 ソフトウェア CCF 時原子炉トリップ処置 (IX-9-(2))

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 2-3 ソフトウェア CCF 時 1 冷却材喪失 (IX-9-(3)-a)

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 2 - 4 ソフトウェア C C F 時低温配管再循環 (IX-9-(3)-b)

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 2-5 ソフトウェア CCF 時 2 次冷却材喪失 (IX-9-(4))

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 2-6 ソフトウェア C C F 時蒸気発生器伝熱管破損 (IX-9-(5))

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付3 泊発電所 運転員教育訓練細則

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付 3 - 1 運転員教育訓練項目(第 2 章 3. (4)a. (b))

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付4 教育実施ガイダンス

本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません

添付 4-1 ソフトウェア共通要因故障に関する教育・訓練(S05-09)

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**

添付 4 - 2 ソフトウェア共通要因故障模擬操作訓練 (S06-09)

**本資料は、商業機密あるいは防護上の観点から
公開できません**